公益財団法人宮崎県産業振興機構賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県産業振興機構定款第46条に規定する賛助 会員について必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

- 第2条 公益財団法人宮崎県産業振興機構(以下、「機構」という。)の事業を賛助 するために賛助会費を納付した者を賛助会員とする。
- 2 賛助会費は1口1万円とする。
- 3 理事長は、賛助会員名簿を作成し、賛助会員を登録しておかなければならない。

(特 典)

- 第3条 賛助会員は、次の特典を有するものとする。
 - (1) 企業経営力アップ人材育成支援事業助成金の優遇
 - (2) 機構の広報媒体による宣伝広告機会の提供
 - (3) 新製品・新技術開発等のプレスリリース支援
 - (4) 未来みやざき産業人材育成事業の実施に係る間接経費の助成

附則 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年11月8日から施行する。

附則 この規程は、平成26年6月12日から施行する。

附則 この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月5日から施行する。

附則 この規程は、令和5年4月3日から施行する。